

パブリックコメント手続実施要項

作成日：平成17年(2005年)8月29日

素 案 の 名 称	箕面市パブリックコメント手続に関する指針(素案)
パブリックコメント手続的 実 施 の 目 的	市の基本的な政策などの策定に関して市民のみなさまから意見をいただく「パブリックコメント手続」の具体的な方法について、意見を出す側の視点で意見をいただくことを目的とします。
実 施 部 局 名	市民部
(問 い 合 わ せ 先)	市民サービス政策課(市民相談室) (電話:072-724-6723)
公 表 内 容	(1)箕面市パブリックコメント手続に関する指針(素案) (2)指針の策定に至った背景 (3)パブリックコメント手続の流れ(フロー図)
素案の閲覧方法と閲覧場所	(1)市ホームページ (アドレス http://www.city.minoh.osaka.jp/siminservice.htm) (2)市民部市民サービス政策課内行政資料コーナー (箕面市役所 別館1階 15番窓口) (3)箕面市役所豊川支所、止々呂美支所、総合保健福祉センター(ライフプラザ) (4)中央生涯学習センター、東生涯学習センター、箕面文化センター、西南公民館 ※ (2) (3)は、市役所開庁日の8時45分から17時15分まで ※ (4)は、各施設の開館日、開館時間中
意 見 等 の 提 出 期 間	平成17年(2005年)9月5日(月)から10月4日(火)まで (郵便の場合は消印有効)
意 見 等 の 提 出 方 法	次のうちいずれかの方法で提出してください。 (1)閲覧場所の窓口への提出 (2)郵便による送付 (3)ファクシミリによる送付 (4)電子メールによる送付 ※ 閲覧場所の窓口に意見書のひな形をご用意していますので、ご利用ください。(自由な形式で提出していただいてもかまいません。)
意 見 等 を 提 出 可 能 な 人	(1)本市にお住まいのかた (2)本市に事務所又は事業所がある事業者 (3)本市にある事務所又は事業所に勤務しているかた (4)本市にある学校に在学しているかた (5)本市に対して納税義務を有しているかた (6)上記(1)から(5)に該当するかたで構成された団体
意 見 等 を 提 出 す る 際 の 必 要 記 載 事 項	(1)意見を提出しようとする素案の名称 (2)氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)から(4)に該当するかたにあつては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局の所在地) (3)上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提 出 さ れ た 意 見 等 及 び 市 の 考 え 方 の 公 表 方 法	・「計画等の素案の閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表します。 ・公表時期及び期間は未定です。(もみじだよりでお知らせします。)
備 考	